

## 公立陶生病院組合 公告

下記の業務の運営業者募集について、次のとおりプロポーザルを実施するので、公立陶生病院組合契約規則第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月29日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

### 1. プロポーザルに付する事項

- (1) 募集内容 公立陶生病院院内検体検査関連業務
- (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地内
- (3) 契約期間 平成24年1月1日から平成28年12月31日まで
- (4) 業務概要 FMS方式による検体検査関連業務

### 2. プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成23年9月1日現在、瀬戸市物品の納入等入札（見積）参加資格者名簿に対象業務（3 役務の提供等）に係る業種が登載されている者であること。
- ③ 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ その他の法令、規則等に違反していない者であること。

#### (2) 同種業務の実績

公告日現在、500床以上の病院と3年以上継続した同種の契約を有すること。

### 3. 提案書の提出方法等

プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院院内検体検査関連業務運営業者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受け、募集要項の内容を確認のうえ提出書類を持参により提出するものとする。

- (1) 募集要項の配布期間  
平成23年9月29日(木)から平成23年10月5日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 配布時間  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (3) 配布場所  
公立陶生病院 会計課
- (4) 提案書の提出期間  
平成23年10月3日(月)から平成23年10月17日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (5) 提出時間  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (6) 提出部数  
正本1部 副本5部
- (7) 提出場所  
公立陶生病院 会計課
- (8) その他
  - ① 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された書類は、返却しないものとする。

#### 4. プロポーザル実施・業者選定に係る条件

- (1) プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則としてプロポーザルを執行するものとする。
- (2) プロポーザルを実施した結果、業務を委託するに相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

#### 5. その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

#### 6. 問い合わせ先

公立陶生病院 物流課

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1945 (ダイヤルイン)